

平成 20 年度 随意契約に関する四半期毎の監査結果概報
 (第 2 四半期：平成 20 年 7 月～9 月契約分)

1 監査対象機関	北海道森林管理局及び各森林管理署等
2 監査方法	書類監査
3 監査の視点 <ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか ・法令の適用、解釈が適切か、 ・少額随意契約を厳正に実施しているか ・意図的に契約を分割して少額随契としていないか ・その他問題点はないか 	
4 監査結果の概要 <p>(1) 総括的評価 主事業については、概ね一般競争へ移行されており、物品役務についても、随契は必要最小限とされていた。</p> <p>(2) 具体的内容 物品調達については、局集中調達に間に合わない場合でも、基本的に署入札による調達を行い、極力随意契約を行わないよう心がけていた。 役務契約のうち、車両維持修繕についても、極力、取りまとめる努力が認められた。</p>	
事項別評価	指導状況
<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか 局集中調達に間に合わない物品についても、極力取りまとめ署入札により調達を行う努力が認められた。 ・法令の適用、解釈が適切か 緊急随契としている物品調達について、緊急とした理由が希薄なものが含まれていた。 また、緊急性の認められないものを抱き合わせている事例があった。 ・少額随契を厳正に実施しているか。 集中調達とすべき物品が、少額随契で行われていた。 内容を確認したところ、事業実行上やむを得ないものであった。 ・意図的に契約を分割して少額随契としていないか 意図的に分割したと思われる契約はなかった。 車両の維持修繕についてもできるだけまとめる努力が認められた。取りまとめが進んでいない署に確認したところ、現在、関係する自動車整備工場等と交渉中であった。 ・その他問題点はないか 特になし 	<p>真に緊急性のあるもののみ に限定するよう指導</p> <p>可能な限り計画的発注に努めるよう指導</p> <p>該当署に内容を確認し、粘り強く相手方と交渉するよう指導</p>